

# 国賠ネットワーク

NO.198  
2022.11.5

通信発行：奇数月 定例会：偶数月第1木曜 編集工房「朔」  
年会費：2000円 郵便口座：国賠ネットワーク 00200-2-6473



<https://kokubai.net/>  
[infodesk@kokubai.net](mailto:infodesk@kokubai.net)

## 社会の分断の深まりー「公共の安全と秩序の維持」と「反社会的勢力」

★ 9月9日、BPO(放送倫理・番組向上機構)は、NHKが昨年12月放送の「河瀬直美が見つめた東京五輪」に重大な放送倫理違反があったとする意見書を公表した。都内で男性を取材している場面で「五輪反対デモに参加しているという男性」「実はお金をもらって動員されていると打ち明けた」という字幕をつけてオンエアした件だ。

NHKは、再発防止策として「内容の正確さやリスクを確認する責任者においてチェック体制を強化する」というが、ピントが外れている。この番組でもオンエア前のチェックはあったはずだ。各段階のチェック責任者達も「反対デモ参加者はお金をもらって動員されている」ことが事実だと思い込んでいたから「確認」の必要を感じなかつたのだろう。

NHKにまともな感覚の職員がいないとは言わない(私の知人にもまともな現職職員もいる)。だが、NHKに限らず、大手マスコミ(特に地上波テレビキー局)関係者の多数派にとって、カネにも名誉にもならない抗議行動に身体を張る人々は、理解不能の異星人にしかみえないのではないだろうか。

そうであれば、「チェック体制の強化」とは、リスク(=世論やBPOに指弾されること)回避に腐心することでしかなく、ジャーナリズムとして襟を正すことには繋がらないだろう。

★ 連帶ユニオン関西生コン支部に対する一連の刑事大弾圧事件(憲法28条およびそれに基づく労働組合法を完全に無視)。4月26日の大津地裁の法廷で、2018年8月10日の大津地検の取り調べ録画が上映された。

「連帶(労組)を、これからどんどんきっちり削っていきます」「私ひとりでやっているわけじゃない、警察と検察官は何人もいるからね」「よし、連帶削れるってことから、この捜査ははじまった」「これから連帶どんどん削って正しい方向に導いてあげなきゃ」などという検事の発言が繰り返し出てくる。

一連の刑事弾圧が、公権力による労働組合潰しあることを露骨に言葉にし、それを隠そうともしない。どうやら、警察・検察、そして裁判所までも、労働組合が労働基本権を駆使して要求を貫徹することは、暴力団による恐喝と同じだと本気で考えているらしい。実際、滋賀県警でこの“捜査”にあたったのは、警備部門(公安)ではなく、組織犯罪対策部門であった。

地裁段階では、組合員に就労証明を出せという要求が強要未遂罪にあたるとの有罪判決も出ている。警察・検察のみならず、裁判官にとどても、労働運動は、組織犯罪としか理解できず、そうでなければ「理解不能な異星人の所業」になってしまふのだろうか。

★ 2017年、安倍首相(当時)は、批判者を指して「こんな人たちに負けるわけにはいかない」と言ってのけたが、そのとき以上に社会の分断は進行しているようだ。今権力を握っている側の理解だろう、団結して権利を要求する人々は「反社会的勢力」であり、国策に反対する人々は「公共の安全と秩序の維持」にとっての危険分子である、ということだ。

理解不能だから理解しようとして決めつける、威圧と暴力で「解決」する…そんなことが当たり前の社会にして良いはずがない。

【近藤 ゆり子】

# 編集 前記

◆女性の生理や正しい性教育を、生々しく刺激が強く悪影響との理由で子供たちの学ぶ機会を奪って来た。男性優位のタリバンやトランプにつらなる日本の保守層に、旧統一教会の政策が深く関与して來たと思っている。(い) ◆この島々の高齢化率は、2位のイタリヤを大きく引き離して世界1位である。下り坂の世界の中で、先頭を切って下り坂を下っていることになる。下り坂をさらに厳しくするべく「小さく暮らして」新たな世界を生み出そうぜ！(翼) ◆国賠裁判は90%以上が敗訴となる。家永三郎は「裁判で負けても歴史で勝つ」と言った。その通りで、こんなおかしな国のおかしな裁判で負けることに恥ずべきではない。しかし、歴史で勝つためには、歴史で勝てる国にしなければ。(Y) ◆統一教会カルト自公政権に維新・立民がすり寄り大政翼賛会の成立だ。消費税減税5%と言ったのは間違いだったと枝野が云い、山口二郎が野田追悼演説をほめちぎる、もう右を見ても左を見ても真っ暗闇じゃござんせんか。(トラ猫) ◆またJアラート騒ぎ。北が宇宙空間にミサイルを飛ばしたから地下等へ避難しろって話。全テレビは番組を中断して1時間もこれをやらされた。戦争を煽るのもたいがいにしなよ。(熱血税理士)

## 会計報告（2022年9月・10月）

[収入] 会費・カンパ：59,000円 [支出] 通信費：26,300円、会議費等：11,625円

今回、デジタル版読者の方にも紙版をお送りし、会費納入のお願いのため振込用紙を同封いたしました。よろしくお願いいたします。（会計担当）

## Contents

巻頭言／社会の分断の深まり - 「公共の安全と秩序の維持」と「反社会的勢力」	近藤 ゆり子	1
編集前記	事務局	2
東住吉冤罪国賠／控訴審が始まった！前川さんも応援したい！	青木 恵子	3
星野獄中死国賠／「獄死」許さない社会を作る	星野 晴子	4
湖東病院冤罪国賠／～裁判官の誤読を期待した詐欺的な準備書面～	磯谷 昇太	5
よど号国賠・産経損賠／9/27産経新聞「名誉毀損」訴訟に棄却判決	井上 清志	6・7
映画案内／韓国映画『8番目の男』	武崎 直央	8・9
冤罪・人権関連 情報クリップ	井上 清志	10・11
【新企画】編集担当日記／寅次郎が現場に行く	杉山 寅次郎	12

## Schedule

11/16（水）	14:00	大垣警察市民監視違憲訴訟控訴審／第2回口頭弁論@名古屋高裁1号法廷
11/18（金）	10:30	東住吉冤罪国賠控訴審／第2回口頭弁論@大阪高裁202号法廷
11/24（木）	11:00	湖東病院事件・西山国賠／第5回口頭弁論@大津地裁1号法廷
11/24（木）	15:00	「旅券発給」拒否国賠／判決@東京地裁419号法廷
12/1（木）	18:00	国賠ネットワーク定例会@編集工房「朔」（神田猿楽町2-3-1 萩原ビル201） (終了後、忘年会)
12/12（月）	10:30	星野獄中死国賠／第13回口頭弁論@東京地裁721号法廷
《2023年》		
1/14（土）	15:00	国賠ネット通信発送作業@編集工房「朔」（神田猿楽町2-3-1 萩原ビル201）

※ 裁判・イベントの日程は直前に裁判所等にご確認ください。

## 【誤記の訂正とお詫び】

197号4ページ「夏季合宿報告」の左段下から1行目とそれに続く右段上から1・2行目、《ほしい、とのことである。そして「今後の活用・反冤罪活動に貢献できるはず」との呼びかけであった。》（誤）の部分は、  
➡ 《ほしい、とのことである。そして「今後の活用・運用は未定ではあるものの、やりようによっては反冤罪活動に貢献できるはず」との呼びかけであった。》（正）  
と下線の部分が欠落していました。読者の皆さんと筆者の森田さんにお詫びし、訂正いたします。

# 控訴審が始まった！前川さんも応援したい！

青木 恵子

9月14日に、国賠裁判があり、私は、証言台に立って、意見陳述をしましたが、大阪府、国に対して意見を述べる時には、横を向いて睨みながら、

「証拠は、あなた達のものではありませんよ」と言いました。裁判長には、

「冤罪に巻込まれた私の気持ちがわかりますか？」と問い合わせた時、裁判長は、真剣に聴いてくれていてよう感じました。

加藤弁護士からは、控訴審での審理を開始するにあたって、大阪府の取調べの違法性について、国の対応について、パワーポイントを使って、詳しく説明してくれました。国の対応については、「後方視的に見れば、検察官の諸活動には種々の疑問があるように思われるが、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとまでは断定できない」とした大阪地裁の棄却判決には、次のように問題があると指摘しました。

1 「内田検察官は、取調べ状況報告書の記載内容を考慮しても、なお、有罪の心証を得て本件公訴の提起に至ったのではないかと推認することもできる」という点に対して、「なぜ、そう推認できるのか。どういう理由で有罪の心証を得たのか。その心証形成に合理性があるのかどうか自体が問題」と主張。

2 「実況見分の結果、専門家の意見に基づき、火災原因であることが否定されている」点に対して、「大阪ガスのお客様からの苦情を受け付ける担当者の回答を専門家の回答としており、科捜研には、鑑定依頼事項の回答を求める回避していた」と主張。

3 「第三者の放火の可能性は考え難かったところ、内縁の夫と青木氏の自白が存在しており、内容が大筋で一致していた」という点に対して、「放火を前提にするものであり、自然発火の可能性が認められれば、このような論理に意味はない、自白が一致していることなどは、捜査機関の作偽により、共犯者の自白と一致するのは法律実務家の中では、常識の部類に入る」と主張。

4 「自然発火の可能性を裏付ける証拠資料は、相当の時間と費用をかけて収集されたと推認される。通常の捜査を遂行しても公訴の提起前に収集出来なかった」という点に対して、「保険金目的で我が子を殺すという

公訴事実で起訴するには、慎重に捜査するのが当然。再審裁判の中では、再現実験に数ヶ月も要しなかった。専門家に尋ねていれば、ガソリンが漏れて、風呂釜の種火に引火する自然発火の可能性が、容易に認識できたなどとパワーポイントを使って、詳しく説明してくれました。

弁護団は、火災・車の専門家、私を取り調べて起訴した内田検事の証人申請をしてくれました。大阪府は、懲りもせずに、杉野刑事の証人尋問を申請しました。裁判所は、協議後、弁護団に、証人の必要性を書面で提出するように言いましたので、期待したいです。もし、証人が採用されなければ、結審となる可能性があります。最悪でも内田検事の証人尋問を採用してもらいたいです。次回は11月18日(金)午前10時30分、大阪高裁202号大法廷です。

さて、10月14日に、福井女子中学生殺人事件の前川彰司さんが、第2次再審請求の申立てをしてくれましたので、金沢まで応援に行ってきました。私が、獄中にいる時に、前川さんの再審開始決定があり、次に、東住吉事件も続きました。

しかし、即時抗告審で、まさか、取り消されるなど夢にも思っていなかっただけに、前川さんへの不当決定に衝撃を受けました。当時は、まるで私が負けたみたいに、不安、悔しさでいっぱいになり「もう、刑務所から一生出られない」とさえ考え込み、息子に遺書を書こうとまで思い詰めました。

なので、前川さんには、再審無罪を勝ち取ってもらいたいとの気持ちがあったから、宣伝行動と一緒にビラを配りながら、仲間って、いいなあって思いました。前川さんの元気な姿、再審無罪への一歩を踏み出してくれたことが、本当に嬉しい一日でした。

みなさん、ご支援をよろしくお願ひします。



青木さんと前川さん/武藏が辻・近江町市場前のお店前で

# 星野獄中死国賠訴訟 「獄死」許さない社会をつくる

星野 晓子

## 伊藤さんも刑務所に殺された

10月1日に、月形刑務所で亡くなったミュージシャン・伊藤耕さんの生誕祭ライブがありました。弁護人の話によると、伊藤耕さんは激しい痛みを訴えたにもかかわらず、ビデオを録画できる特別室に入れられたまま、一晩放置され亡くなつたのです。家族と弁護人に開示されたビデオによると、伊藤さんは痛みを訴え8回も倒れたのに、刑務所は何ら対応をしなかつたのです。連れ合いの頑張りにより実現した「解剖」の結果、死因は「腸閉塞」であることがわかつています。

国賠訴訟は、非公開で裁判官と家族・原告代理人、被告国の代理人によって行われてきました。裁判官から、国の責任を認めたうえでの和解の勧告がありました。家族は、「最初は断つたが、裁判の内容を公開にすることを条件に受けることにした。後は、被告国がどう判断するかだ」と言っています。

星野の国賠と共に通るのは、伊藤耕さんの家族がこだわったように、裁判の目的は当人が殺されたことを、広く社会に訴えることが大きくあるということです。獄中44年・非転向の星野文昭を、徳島刑務所と東日本成人矯正医療センターは明らかに殺したのです。伊藤耕さんも殺されたに等しいのです。このことを、全国に、全世界に訴えなければなりません。

1987年、韓国・民主化闘争の中で、拷問によってソウル大生が殺されたことが、拷問のない社会をつくるという民主化闘争に火をつけたように、戦争と改憲、「国葬」に怒る声と結びつき、大きく社会を変える力にしていかなくてはなりません。「獄死」のない社会・「獄死」を許さない社会をつくる、そういう大きな視点で闘っていきたいと思います。一人の尊い生命が犠牲になつたのです。大きく世論に訴える裁判にしたいと思います。

## 徳島刑擁護の意見書に反撃へ

星野国賠訴訟では、10月20日に第12回口頭弁論が開かれました。ようやく被告国の医師の意見書が出され、準備書面(10)も出されました。意見書を書いた池田正行という人は、2020年から高松刑務所医務部の医療第4課長の地位にある人です。医療裁

判を30件以上やつてきたと自分で言っています。

原告側の根拠を全否定しながら、徳島刑務所を全面擁護する池田意見書を、医師の協力を得て全面反撃することが、今後の原告側の大きな闘いとなります。

今回出されたのは、徳島刑務所に関する意見書です。医療センターに関するものは、12月5日に、遅くとも12月中には出されることが確認されました。それ以上遅れた時は証拠として認めないと、裁判長が明言しました。

それから、今回から裁判体が変わり、左陪席が鈴木ありさ裁判官になりました。

文書提出命令申し立てに関して、岩井信弁護士が発言に立ち、

「相手側が提出した運行日誌において、目的地が黒塗りにされていない文書の開示を申し立てました。それに対し、被告国が『争点との関連性がないから開示できない』と言っていました。そもそもその証拠は、被告国が提出してきたものです。争点との関連性がないというなら、撤回してください」

と迫りました。

被告国は、黒塗りをはずせない理由として、

「徳島刑務所の被収容者が診療を受けるために移送される病院であることが知れると、被収容者の逃走の帮助や身柄の奪取を企図する恐れがある」

として意見書を出してきました。

原告側は、裁判所に文書提出命令を出すように、再度求めました。

裁判長が、「民事訴訟法に定められている文書(運行日誌)の所持者は誰か?」「その上級庁はどこになるか」と尋ねたところ、被告代理人は即答できず、後日書面を提出することになりました。

星野獄中死国賠の次回第13回口頭弁論は、  
12月12日(月)10時30分、東京地裁721号法廷  
です。注目と傍聴をお願いします。

## 湖東病院事件・西山国賠

# ～裁判官の誤読を期待した詐欺的な準備書面～

弁護士 磯谷 昇太

### 1 進行協議期日と口頭弁論期日

湖東病院事件は、2022年9月22日、進行協議と口頭弁論が行われました。

口頭弁論では、西山さんも意見陳述を行いました。西山さんは、被告側から未だに提出されていない証拠があるとした上で、「検査がどう行われたのか明らかにし、無実だと証明したいと思って訴訟を起こしたが、一部でお金欲しさと言われ傷ついている。10数年自由を奪われたのに、なぜこんな思いをしなければならないのか」と訴え、裁判所にも適切に訴訟指揮してほしいと希望しました。

正に魂の叫びで、堂々たる意見陳述でした。

### 2 被告滋賀県の主張のおさらい

被告滋賀県(以下「県」といいます)は、その第2準備書面で西山さんの自白を信用した根拠として、人工呼吸器を外した際に鳴るアラーム音を継続的に消す機能(消音状態維持機能)が看護師らの中で日常的に利用されていた旨、証拠を引用して主張しました。

しかし、何度、引用された証拠を確認しても、看護師らが日常的に消音状態維持機能を利用していたことを示すものはありませんでした。

そこで、弁護団は、県に対し、証拠のどの部分を引用しているのか特定して主張されたいと求めていたところです(詳細は本通信196号をご参照ください)。

### 3 県第3準備書面

弁護団の求めに対する県の回答は、9月21日付け県第3準備書面です。同書面の論理は、西山さんの供述は信用できたから、看護師らの中で日常的に消音状態維持機能を利用していた可能性がある、というものでした。

#### ◆県第2準備書面

看護師らが消音状態維持機能を利用していた  
⇒西山さんの自白は信用できた

#### ◆県第3準備書面

西山さんの自白は信用できた  
⇒看護師らが消音状態維持機能を利用していた

(⇒西山さんの自白は信用できた)

県の主張が破綻しているのは一見して明らかです。

また、県は、臨床工学技士の供述調書を2箇所引用しています。まず消音状態維持機能を説明した部分を引用し、引き続いて「このケースにおける消音スイッチの操作方法については(中略)看護師らは消音スイッチや警報ランプの履歴解除方法は知っています」と引用しています。

これを続けて読むと、看護師らは、消音状態維持機能についての操作方法を知っていたと読みますが、原文は違います。

すなわち、後半の引用部分は、人工呼吸器の消音機能と消灯機能について供述したもので、消音状態維持機能とは無関係の供述です。

そこで、弁護団は、県に対して、県第3準備書面は裁判所の誤読を期待した詐欺的な準備書面であるから撤回するよう求めましたが、県の訴訟代理人は「撤回しない。」と明言しました。

### 4 今後について

訴訟提起から2年近くが経過しました。弁護団は、速やかな訴訟進行を裁判所にも、県にも、被告国(以下「国」といいます。)にも求めます。

また、現在、弁護団は、県及び国の個々の検査等の違法性について主張を補充すべく準備中です。

なお、次回、次々回の予定は次のとおりです。今後も変わらぬご支援をお願いいたします。

次回:11月24日(木)

午前10時 進行協議期日(傍聴不可)

午前11時 口頭弁論期日(第5回)

次々回:2023年2月10日(金)

午前10時 進行協議期日(傍聴不可)

午前11時 口頭弁論期日(第6回)

大津地裁1号法廷

# 9/27 産経新聞「名誉棄損」訴訟に棄却判決

## 断固抗議する！ 10月7日 原告控訴！

よど号“欧州拉致”逮捕状の撤回を求める会 井上 清志

### 産経新聞に対する「名誉棄損」裁判とは

平壤在住の魚本公博氏が、産経新聞を「名誉棄損」で提訴した裁判。「よど号事件、拉致 私が防げたのでは 元警視、50年後の告白」という見出しの全面記事が掲載されたのは 2020 年 3 月 30 日、記事掲載後の 2021 年の 7 月 2 日に提訴。被告は産経新聞社ほか、個人として三森貴一（元公安刑事）と加藤達也元編集委員（現職の内閣情報調査室・内閣審議官兼内閣情報分析官）を個人被告としている。

被告三森の「虚偽」を利用し、記事をまとめたのが被告加藤である。記事は、原告と被告三森は、実際には事件前に接触していないにもかかわらず、接触したとされ、「仲間・家族との関係や将来のことを話し、悩みを打ち明けるなどして、警察官に対して心を許していた」「過激派生活」から縁を切るように説得したにもかかわらず、その後に、「凶悪なハイジャック事件」を起こした、というものだ。

同記事を読む一般読者には、原告は仲間を裏切るような人物であり、「極めて卑劣で凶悪な人物」であるとの印象を与えるのは明らか、これは原告の社会的評価を低下させる「名誉棄損」そのものである。

2022 年 7 月 5 日の第4回口頭弁論で結審。同年 9 月 27 日に判決。この間の審理は 1 年余。本裁判はスピード審理・判決であった。

### 産経新聞の「名誉棄損」損害賠償

東京地裁民事第 23 部・武部知子裁判長による判決言い渡しが 9 月 27 日午後 1 時 15 分から東京地裁 712 号法廷で行われた。

この日、強行された「国葬」日と重なったが、東京地裁および周辺の警備は、それ程でもなかった。

判決読み上げは、「原告の請求を棄却する」と主文だけの短時間のもの。法廷には山下弁護士のほか、支援者らが傍聴（筆者は日比谷公園での国葬反対集会後に傍聴）。傍聴席には産経記者も。判決後、司法記者クラブで原告魚本氏の声明文（全文掲載）を配布した。

その後、判決文を入手した同弁護士と地裁一階の弁護士控室で検討、「名誉棄損のハドルはますます高くなっている」「“一般的の読者の普通の注意と読み方”というが、われわれの“常識”がなぜ通じないのか」「事件前の架空の接触（面談）を“事実”を前提として判決が作られている。予想されたこととはいえ怒りを禁じ得ない」と、控訴するしかないとの意見が大勢であった。原告の意向もあり「控訴」手続きに入ることを確認した（10月 7 日に控訴）。

判決は産経新聞のみが報道（全文掲載）した。司法記者クラブに配布した原告の声明文も、ほんの一部引用されている。以下、判決内容の検討。

### 裁判所は争点をどう判断したか

裁判所は、判決文の第 3 で「準拠法」、「社会的評価を低下させるものかどうか」（名誉棄損）、について以下によ

うに判断している。まず「準拠法」の裁判所の見解（判断）はこうだ。「原告の常居所地は北朝鮮」「適用される準拠法は、北朝鮮法である」「北朝鮮民法 248 条は『人の尊厳と名誉をひどく毀損し、その身体と人格に消すことができない損傷を残した者は、時効に關係なく、被害者に補償しなければならない』と規定しているところ、『名誉』や『毀損』の意味内容は不明」であり、推認することも困難である。本件は日本を法廷地とする事案であり、日本法人が日本語で公表した記事の名誉棄損に該当するかどうかが問題、日本と一定の関連性があり、日本法を適用するのが相当である、としている。

「社会的評価を低下させるものかどうか」（名誉棄損）については、最高裁判例を引用しながら判決では「一般の読者の普通の注意と読み方とを基準」として判断すべきであるとし、事件前の架空の面談（でっち上げ）については、決行前に、取調べを担当した被告三森に対し、親密な関係にある者に話す個人的な人間関係や将来についての悩みを打ち明けたという事実があった、としている。更に、「内通」については、ひそかに敵に通ずること、「敵に通ずる」とは、敵対する者に対し、味方を裏切ってその情報を漏洩することを意味し、記事全体をみても「個人的な問題に属する事項」についての話をしたとしか読み取れず、事件の計画を含む活動内容や内部事情等について話したという記載はなく、味方を裏切り、警察官（敵）に味方の情報を漏洩したという事実が摘示されていない、としている。

そして結論として、原告は被告三森に対し、事件前に、個人的な悩みを打ち明けたというものであって「一般の

読者の普通の注意と読み方を基準」として、決行を前にして「原告の心が揺れ動いており、人間らしい行動をしていると理解される行動であって、社会的評価を低下させるものではない」としている。

### 判決批判と原告の控訴

判決は、不当極まりないというしかない。判決では、事件前の接触を「個人的な人間関係や将来についての悩みを打ち明けた」という事実があったとし、事件を前にして「原告の心が揺れ動いており、人間らしい行動をしている」と評価までしてみせる。そこまで言うか、フザケルナである。判決は、架空の接触(面談)つまり捏造を前提(被告主張に追認)に書き上げられているのだ。

本件では、被告として産経新聞社のほか、三森貴一と、「虚偽」を利用し記事をまとめた加藤達也元編集委員を個人被告とした。一審では、この二人の人証申請と被告三森の当時の行動を記載した手帳等の提出を求めてきたが、ともに却下された。なかでも菅内閣時、内閣情報調査室に採用(転職)された現職の被告加藤を法廷にひきずりだし尋問を行ったかったが実現には至らなかった。こうした悪質な人物が内閣情報調査室の同分析官(特定の地域や分野に関する分析を行う)に採用されてしまうこの国の情報(工作)機関の“危うさ”、特に朝鮮半島の先行きには、それを感じてしまう。今後の控訴審では、被告加藤らの更なる“追及”をしていきたいところだ。

架空の接触(面談)、つまり捏造であったとしても、「名誉棄損」には関係ないとの判決には、納得できるわけはない。控訴審では、このあたりを再度、争点化していくことになるであろう。

### 準拠法(通則法19条)の取り組み

「準拠法」についての判決は、朝鮮には「北朝鮮」民法248条はあるものの「名誉毀損」に該当するものが不明であり、日本法を適用するという。

魚本氏は、朝鮮側から「亡命者」(朝鮮の憲法80条)の扱いを受けており、いわゆる「朝鮮公民」ではなく日本国籍を有する。当初、通則法19条は、魚本氏には憲法11条の「基本的人権」や憲法第32条の「裁判を受ける権利」などが無視されることになるのではないか疑問があった。

また、朝鮮と日本国は、国交もなく、果たして朝鮮の法律と“連動”できるものなのかな。弁護団、支援者は、朝鮮の法律(「名誉棄損」の不法行為など)の調査を開始したが、朝鮮側(法律家など)の協力が得られなかった。一審

では関東学院大学大内憲昭教授(憲法学)に協力してもらい、「請求原因」の追加や同教授の調査報告書を提出してきたが、結局、「名誉棄損」に該当する朝鮮民法は見つけることはできなかった。

この法の適用に関する通則法19条(名誉毀損だけが被害者の常居所)による規定を巡っては多くの疑問が明らかになった。繰り返しになるが、原告の裁判を受ける権利などを不当に制約していないか、国交のない国に在住する日本国籍を有する国民を想定していたものなのか、今後は、さらに国会の立法過程の調査を行い、国に対して立法の違憲を理由とする国賠訴訟ができるのか、検討していきたい。

### <司法記者クラブに配布した声明文の一部>

今回の不当判決に怒りを禁じえません。・・1970年3月13日に私が元警視・三森氏に自ら電話して会い、いろいろと相談事をしたという記事に対してであり、その記事は私が電話取材で三森氏本人に「そんな事実はない」と明確に否定したにもかかわらず、それを無視し、読者をしてあたかも私が警察の内通者であるかのように印象づけるものになっているということです。・・この記事は、産経新聞、その編集委員であった加藤氏と三森氏の3者が共謀結託して「創作」したフェイク記事以外の何物でもありません。闘いは続けなければならず、この裁判をフェイク報道との闘いの一環として闘い抜く所存です。今後とも支援をよろしくお願いします。(原告魚本)

### <産経新聞がネット配信した2022年9月27日の記事の一部>

「よど号」メンバーの請求棄却、産経新聞報道巡る名誉毀損訴訟・・・魚本容疑者側は「警察の『内通者』との印象を読者に与える」と主張していた。判決理由で武部裁判長は、記事は魚本容疑者が元警視に個人的な悩みを打ち明けた内容で、味方の情報を漏洩(ろうえい)したとは読めないと指摘。「犯行前に心が揺れ動いている人間らしい行動と理解される」とし、社会的評価を低下させるものではないと結論づけた。判決後、魚本容疑者は支援者を通じて「不当判決に怒りを禁じえない」などとする声明文を発表した。産経新聞社広報部の話「当社の主張が全面的に認められた判決を受け止めています」

### ■「旅券発給」の取り消しを求める国賠判決

11月24日(木)午後3時～東京地裁419号注目を！

## 韓国映画『8番目の男』

# 「犯人らしさ」求める裁判官と 「犯人が否か」追究する陪審員

武崎直央

映画『8番目の男』は、実在の事件をもとに、韓国の国民参与裁判制度の下で、有罪と思われていた被告人が、一人の陪審員の真実を求める行動によって最後には無罪となるという映画だ。話の構造自体は『十二人の怒れる男』と共通する。

しかし、『8番目の男』を注目すべき映画としているのは、国民参与裁判という特異な制度の下では職業裁判官による判断と陪審員による判断が同時並行的に行われることだ。それによって、法律家である職業裁判官の判断基準・裁判観と一般市民である陪審員のそれの対比が鋭く浮かび上がってくる。

### 陪審員が裁判官を交えず評決

まず、陪審制と参審制の折衷という『国民参与裁判制度』について簡単に見ておく。

『国民参与裁判』では重大な犯罪（後にほとんどの合議体事件に拡大）について、一般市民から無差別に選ばれた5～9人の市民が陪審員となって、職業裁判官を交えず有罪・無罪を評議・評決する。

最初は全員一致で結論を出し、一致がえられなかった場合は裁判官の意見を聞いた後で、陪審員のみの単純多数決で結論を出す。

有罪評決の場合、今度は裁判官を交えて話し合い、陪審員は量刑についての意見を表明する。

陪審員の評決・量刑の意見は勧告にとどまり、裁判所はその判断に拘束されない。

国民参与裁判は、該当する被告人が申請した場合に行われる。しかし裁判所はその申請を拒否することもできる。

2008年1月1日に制度が施行され、6月20日までの半年間に108件の申請があり、22件の国民参与裁判が開かれた。そのほとんどは自白のある事件で、陪審員の量刑意見と実際の判決の量刑に大きな違いはなかった。

否認事件7件のうち3件で陪審員は無罪を評決し

たが、裁判所はその3件のうち2件で有罪を言い渡した。

### 有罪を社会が認めるかを 判断の基準とする裁判官

映画に戻ろう。

被告人は、母親を金槌で殴り殺したとされた。そこで学者の鑑定人が証言し、母親の後頭部の傷は生前に金槌で殴

られたものと述べる。ところが30年間死体の処理をしていた陪審員が、自分の経験から「殴られたのなら

周りに血が飛び散るはずなのにそれがない」と疑問を述べる。



真実解明のための重要な指摘だ。

しかし、裁判官はその陪審員に沈黙を求め、従わないからと法廷から追放する。裁判官が求めるのは有罪を社会に認めさせるための権威者の証言であって、証人以外の者の血痕の欠如という指摘はその妨害物でしかないからだ。

市民は真相にかかわるこの陪審員の疑問の無視をおかしいと考えるだろう。しかし法律家は裁判官のこの行動を、裁判所・陪審員の中立の原則に沿った当然の行為と考えるにちがいない。

市民である陪審員は容疑者が犯人か否かという真実を追究し判断基準とするのに対して、歴史的にも現在も職業裁判官が裁判において真実を有罪・無罪の判断基準としたことはない。

法律家である裁判官にとって、裁判とは被告人席の市民に犯罪の責任を負わせる（犯人に仕立て上げる）ことを、社会が認める条件がそろっているか否かを確認する手続きにすぎない。

陪審員と裁判官（法律家）のこの判断基準の相違、

そこにこの映画の中心テーマがある。

江戸時代の日本では被告人の自白の存在が有罪認定の条件だった。だから、証拠収集など事実の解明ではなく、拷問で自白を取ることが捜査の中心的手段であり、裁判は自白の存在の確認手続きだった。

真実ではなく、社会が有罪認定を承認するかという判断基準は自由心証主義の近代刑事裁判でも変わらない。日本の最高裁は、真実の解明を目的とする「論理的証明」と異なり、裁判で採用する「歴史的証明」で必要なのは「真実らしさ」であり、「反証の余地」（無実の可能性）は無視すべきと明言する。

もっともらしい証拠・証言の存在とそれを容疑者の犯行と結びつける一見破綻のない論理、つまりこれだけ怪しければ犯人と思われても仕方ないというような「犯人らしさ」さえあれば裁判官は有罪判決を社会が容認すると判断する。

そして効率的な訴追・有罪認定を目指した1941年の改悪『治安維持法 第2章 刑事手続、を出発点とする戦後刑訴法は、そのもともらしさ、破綻のなさという条件を極限まで緩和し、99%を超える有罪率を生み出した。

### 容疑者は本当に犯人か 真実を追究する陪審員

8番目の陪審員からも、「小さいころのやけどで手の指が癒着した被告人に金槌が振るえるのか」という疑問が出される。裁判長は「だったら実験しよう」と応じる。通常なら権威者への鑑定依頼となるところだ。真実追究を求める陪審員を無視できない裁判官のわずかな譲歩だ。

実験の結果、被告人は金槌を振るうが、柄をしっかり握れないため金槌はすっぽ抜けて裁判長を傷つける。それでも裁判長は「ともかく振るえた」と言い張り、事実を認めない。

裁判資料を必死に読み込み真実を明らかにしようとする8番目の陪審員の努力が、次第に他の陪審員の有罪という思い込みを変えていくのが印象的だ。

初めての国民参与裁判のマスメディア受けしか考えない裁判所の幹部の疑惑で、目撃証言の信憑性の実験が大々的に行われる。

その中で、8番目の陪審員は1枚のメモを手に入

れる。被告人が求める生活保護申請書類の作成を母親が拒否したことが、犯行の動機とされていた。しかしそのメモの筆跡は、残された記載済みの申請書類が被告人ではなく、母親の書いたものであることを示していた。動機も否定され、母親の自殺の可能性が浮かび上がってくる。

陪審員は全員一致で無罪と判断する。しかしごとに有罪判決を書き終わっている裁判官にそれに従う義務はない。マスメディアと陪審員の注視の中、裁判官はついに屈し、無罪を言い渡す。

しかし、裁判所幹部にも裁判官にも無実の人間を有罪にしかけたという危機感はまったく見られないまま映画は終わる。

### 無実を無罪にするために

血痕の欠如や筆跡の違いなどの真実が無罪判決に結びついたわけではない。マスメディアの前での陪審員の全員一致の無罪表明という社会的圧力が、裁判官に有罪判決を撤回させたのだ。

この映画が示す、職業裁判官は真実を判決の判断基準にしない、できないという認識は、冤罪と闘うためにとても大切な視点だ。

無実を示唆する証拠・証言などがどれほどあっても、それだけで無罪判決はえられない。その証拠・証言が社会的に広く認知され、有罪判決を支える証拠・証言とその論理の社会的妥当性を揺るがすところまでいってはじめて有罪判決は覆る。

だから、多くの市民の傍聴や法廷外での救援運動の広がりが大きな意味を持つ。そこに、国賠ネットや冤罪犠牲者の会などの救援運動の意義がある。

2015年までの国民参与裁判での無罪率は職業裁判官による裁判の3倍（9%）になる。日本の裁判員制度ではそうした違いはないようだ。評議から裁判官を排除できない、真実を基準にできない裁判員制度の欠点がここにあらわされている。

有罪・無罪の根拠を被告人が実際に犯罪を行ったか否かという真実に変えるためには、真実を追究し、それで判断する市民の手に裁判を取り戻すこと、陪審制の全面導入しかない。冤罪と闘うために日本で何をすべきかを教えてくれる映画だ。

（2019年、韓国、監督：ホン・スンワン）

# 冤罪・人権関連 情報クリップ

2022年9月7日～10月29日

井上 清志

## ■隊員3人「不起訴不当」議決 元自衛官の性被害で検察審査会

元陸上自衛官五ノ井里奈さんが訓練中の性被害を訴えた問題で、郡山検察審査会が強制わいせつ容疑で書類送検され、不起訴となった男性隊員3人について不起訴不当と議決した。検察が再捜査する。議決書によると、3人が否認し目撃証言もないため、五ノ井さんの被害供述が唯一の証拠だと指摘。不起訴とする場合は「被害者に泣き寝入りを強い以上、被害者供述の信用性の判断をより慎重に行う必要がある」。被害供述の信用性や、目撃者の有無などに関し「捜査が十分に尽くされたとは言い難い」とした。(共同通信 9月9日)

## ■「表現の不自由展」神戸で開幕 「歴史と女性の人権」テーマに

検閲や忖度によって公共施設で展示拒否された美術作品などを見せる「表現の不自由展KOBE」が、神戸市内で始まった。実行委員会が「歴史と女性の人権」をテーマに開く。初日は約430人が観覧し、表現の自由や平和の大切さを再認識した。「表現の不自由展」は、激しい妨害や脅迫などを受けながら各地で開催。今年は東京や京都などに続き4カ所目となる。「天皇制」と「従軍慰安婦」を扱う美術は攻撃を浴びてきたが、あえてこの領域に重点を置く展示として、表現の自由の意義を問う。(神戸新聞 NEXT 9月10日)

## ■入管施設で死亡、国に賠償命令 「救急搬送の注意義務怠る」—水戸地裁

東日本入国管理センター収容中のカムラーン人男性が死亡したのは適切な医療を受けさせなかつたためだとして、遺族が国に1000万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が水戸地裁であった。阿部雅彦裁判長は「施設職員が救急搬送を要請すべきで、注意義務を怠った」と判断し、国に165万円の支払いを命じた。裁判長は、男性が亡くなる前日の夜、苦しげな様子で「死にそうだ」と訴え続けていたと指摘。「命に関わる可能性があるとして、医療機関に男性を救急搬送すべきだった」と述べた。(時事ドットコムニュース 9月16日)

## ■国に5,000円賠償命令、受刑者書類閲覧巡り

徳島刑務所で服役中の男性受刑者に宛てられた書類を、刑務所が渡さなかつたのは違法として、男性が国に160万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、徳島地裁は、閲覧の自由を侵害し違法として5,000円の支払いを命じた。判決によると、弁護士から男性宛ての書類に関し職員は、過去に閲覧禁止処分とされた暴力団関係の

文書と同じ内容だと判断し、男性に渡さなかつた。島戸裁判長は「一度閲覧禁止となつた文書と同じ内容でも、改めて判断する必要がある」と指摘した。(共同通信 9月16日)

## ■無実の罪を晴らす「イノセンス・プロジェクト」CFで支援募る

裁判で有罪になつた人が無実を訴えるケースについて、弁護士や学者らが無償で調べ、再審無罪をめざす民間団体「イノセンス(無実)・プロジェクト・ジャパン」が、クラウドファンディング(CF)を始める。目標額は10月中に200万円。資金面で広く支えてもらい、刑事司法の改革につなげたい考えだ。世界に広まつた「イノセンス・プロジェクト」の日本版。米国では独自のDNA型鑑定で370人余りの無実を証明するなどした。団体は弁護士のほか、科学鑑定や供述心理の専門家らが無実の訴えを審査してきた。訴えはこれまで約450件。メンバーは冤罪が疑われる事件を振り分けて判決文などを吟味し、元被告らに専門家を紹介したり、鑑定の助言をしたりする(朝日新聞デジタル 9月28日)

## ■韓国「基地村の米軍慰安婦」、70年ぶりに国の賠償責任認める判決

1950年代から韓国に駐留する米軍を相手に売春を提供した「基地村の米軍慰安婦」らに国が賠償責任を負わなければならないという大法院(最高裁)判決が下された。大法院は原告98人が国を相手取り起こした損害賠償請求訴訟で、原告一部勝訴の判決を下した原審を確定した。原告らは1957年から米国駐留地周辺の商業地区である「基地村」で米軍を対象に売春をした女性たちだ。彼女たちは韓国政府が基地村を作つて管理・運営し、売春を助長するなど國の保護義務に違反し、身体的・精神的苦痛を受けたとして訴訟を起した。(中央日報 9月29日)

## ■防衛省、元自衛官への性暴力認める 別の女性隊員も被害

陸上自衛隊郡山駐屯地に所属していた元1等陸士、五ノ井里奈さんが訓練中の性被害を訴えた問題で、防衛省は、複数の男性隊員による性暴力の事実が確認されたと明らかにした。防衛省が五ノ井さんの被害を事実と認めるのは初めて。吉田圭秀・陸上幕僚長は「これまで長く苦痛を受けられている五ノ井さんに対し、陸上自衛隊を代表して深く謝罪申し上げます」と頭を下げた。(毎日新聞 9月29日)

## ■県警の違法な取り調べ訴訟、和解

和歌山北警察署で行われた取り調べで、担当した男性巡査部長の違法な発言によって精神的苦痛を受けたとして、男性が県に損害賠償を求めていた訴訟で、県が男性に対し、慰謝料30万円を支払うことで和解が成立。30歳代の男性巡査部長の「泣かずお前」、「どつき殺すぞ」などの違法な発言によって精神的苦痛を受けたとして、県に対し、176万円の損害賠償を求める訴えを和歌山地裁に起した。裁判所からの和解勧告があり、県警として違法な発言があつたことを認めた上で、県が男性に対し、慰謝料30万円を支払うことで和解が成立。(テレビ和歌山・WTVニュース 10月7日)

## ■非公開の和解案協議を防衛省職員が無断録音 「内部の打ち合わせ」に横浜地裁も「遺憾」とコメント

横浜地裁横須賀支部で民事訴訟の手続きで、被告の国側が非公開のやりとりを無断で録音。防衛省の職員が、法廷内に録音機を作動させた状態で置いていた。法務省は録音の事実を認め「経緯は調査中」としている。米軍基地の元従業員の女性が、長時間労働で精神疾患を発病したことなどを巡って、国に損害賠償を求めている。非公開の弁論準備手続きがあり、和解案を協議。国側が一時退席した際、机上の書類ファイルの下でオレンジ色の光が点滅。確認すると、録音機が作動中。裁判所が録音機を調べると以前の期日の録音も残されていた。民訴規則は許可なしでの廷内の録音を禁じている。(東京新聞 10月 12日)

■参院選「違憲状態」と大阪高裁 無効請求は棄却  
「1票の格差」が最大 3.03 倍だった 7 月の参院選は、憲法が求める投票価値の平等に反するとして、近畿 2 府 4 県の有権者が各選挙区の選挙無効を求めた訴訟の判決で、大阪高裁は、「違憲状態」と判断した。無効請求は棄却した。高裁段階の判決は 11 月中に出そろい、最高裁が統一判断を示す見通し。(共同通信 10月 14日)

■生活保護の減額決定取り消し 横浜地裁でも国の違法性認める

生活保護費の引き下げは生存権を保障した憲法に違反するとして、神奈川県内の受給者ら 46 人が減額決定の取り消しなどを国や自治体に求めた訴訟で、横浜地裁は、請求条件を満たしていない 1 人を除いて減額決定を取り消した。原告らは「健康で文化的な最低限度の生活」が送れなくなったと主張。判決は、「デフレ調整」について、生活保護受給世帯があまり買わないパソコンなどの高額製品の価格下落が反映されていたと認定。食費や光熱水費は大幅に上昇していたと指摘し、「国の判断は客観的な数値との整合性がない」とした。(毎日新聞 10月 19日)

■「少年A」の全記録、裁判所が廃棄 神戸連続児童殺傷、家裁「運用、適切でなかった」内規に抵触か  
神戸市須磨区で1997年、小学生5人が襲われ、2人が殺害された連続児童殺傷事件で、14歳で逮捕され、少年審判を受けた「少年A」の全ての事件記録を、神戸家裁が廃棄していたことが分かった。判決書に当たる少年審判の処分決定書や捜査書類、精神鑑定書など、非公開の審議過程を検証できる文書一式が消失した。最高裁による内規は、史料的価値が高い記録の事実上の永久保存を義務づけている。神戸家裁は「運用は適切ではなかった」とする一方、経緯や廃棄時期は「不明」としている。(神戸新聞 NEXT 10月 20日)

■伊藤詩織さん逆転勝訴、杉田水脈氏に賠償命令 中傷投稿に「いいね」

ツイッターで自身を中傷する投稿に「いいね」を押されて名誉感情を侵害されたとして、伊藤詩織さんが、杉田水脈衆院議員に 220 万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は賠償責任を否定した 1 審判決を変更し、杉田議員に 55 万円の賠償を命じた。1 審判決によると、元 TBS 記者から性暴力を受けたと訴える伊藤さんに対し、「枕営業の失敗」などとする複数の匿名の投稿がされた。杉田議員は、こうした投稿 25 件に「いいね」を押した。(毎日新聞 10月 20日)

## ■安倍元首相の公設第一秘書ら「不起訴不当」

検察審査会が議決 「桜を見る会」の費用補填で安倍元首相の後援会が「桜を見る会」前日に主催した夕食会の費用補填問題で、政治資金収支報告書の訂正を巡る政治資金規正法違反容疑で安倍氏らを不起訴とした東京地検特捜部の処分について、東京第五検察審査会は、元公設秘書と東京の秘書について「不起訴不当」と議決。特捜部は再捜査する。安倍氏についても「政治的責任がある」と言及。「付言」では、事務所の一連の処理は同法の趣旨に照らして不適切だと批判し、「同法の改正や厳格な運用などの対策が強く望まれる」と主張した。(東京新聞 10月 20日)

## ■大坂正明被告が無罪主張 渋谷暴動事件、初公判で起訴内容否認

1971 年に「渋谷暴動事件」で、警察官を殺害したなどとして殺人罪などに問われた大坂正明被告は、東京地裁で開かれた初公判で「私は五つの罪名で起訴されていますが、そのような事実はありません。従って無罪です」と述べ、起訴内容を否認した。発生から約 46 年後の 2017 年に被告が逮捕されるという異例の経緯をたどった事件の公判は、被告と検察が全面的に争う構図となった。殺人事件は裁判員裁判の対象だが、東京地裁は「中核派が繰り返してきた加害行為の対象に裁判所や民間人も含まれる」として裁判員裁判から除外する決定をしており、公判は裁判官だけで審理される。(毎日新聞 10月 25日)

## ■入管治療遅れ、国が解決金 収容のクルド人男性

東日本入管センターに収容中、外部の医師の診察を受けられずにがんの治療が遅れたとして、クルド人男性が国に約2000万円の損害賠償を求めていた東京地裁の訴訟は国が解決金として1060万円を支払う内容で和解。男性は下腹部の痛みを訴え、センター内の医師から外部での診察の指示を受けた。仮放免の申請が放置され、許可されたのは解放を求めるハンガーストライキ後だった。精巣の摘出手術を受け、病理的検査の結果、がんと判明。訴訟の途中でリンパ節への転移も確認。地裁は国が合理的な期間内に外部診療を受けさせるべきだったとの暫定的な見解を提示。診療の機会を与えたために転移を招いた可能性があるとして和解を促した。(産経新聞 10月 27日)

### 【概評】(2022年 9月 7 日～10月 29 日)

◆渋谷暴動事件(1971年)のフレームアップ解体闘争、星野さん(再審中、無念の獄死)の闘いと半世紀後の大坂被告の裁判開始、「権力犯罪」は必ず暴かれる。土日 P フレームアップ事件当事者(刑事・国賠)としては感無量 ◆韓国大法院(最高裁)が米軍慰安婦を70年ぶりに認め国に賠償責任、日本国最高裁も見習うべき ◆防衛省が元自衛官の性被害を認め謝罪、性的発言や身体接触が日常化。和解協議中には職員が無断録音、末端まで徹底指示のいかない軍事大国・日本”軍隊”的危うさ ◆「イノセンス(無実)・プロジェクト・ジャパン」がクラウド・ファンディング(CF)を開始、新しい運動の始まりに期待大 ◆「表現の不自由展」が妨害にもかかわらず小規模ながらも各地で開幕、誰も止められない人民のチカラ

# 寅次郎が現場に行く

**5月下旬某日** 「救援連絡センター」中山さんのお手伝い、全共闘運動の元活動家Tさんの蔵書整理に4、5日。

**5月30日(月)** リッダ闘争50周年記念集会@早稲田奉仕園。出所直後の重信房子さんは来なかつた。残念！

**6月18日(土)** 「あさま山荘から50年—シンポジウム 多様な視点から考える連合赤軍」(「連合赤軍の全体像を残す会」主催)に事務方として参加。PCの係。ところが、音響機器との接続がうまくいかず、海外ゲストとの交信に支障をきたし、大ショック(涙)。2次会、3次会、4次会と痛飲、ゴールデン街から朝帰り。

7月2日(土) れいわ新選組選対サポートーズセンターへ。でかい選挙ポスター、事務所やアパート窓に貼る。

**7月6日(水)** 「連合赤軍の全体像を残す会」例会に来ていたジャーナリスト佐賀旭氏が「開高健ノンフィクション賞」受賞が決定！ビッグニュースに皆わき立つ！

**7月8日(金)** 12時半ごろ事務所の机下から寝ぼけまなで起き出す…と、「安倍元首相が撃たれました…」という声がテレビから…?! 午後7時すぎ、「中原中也を読む」@ NHK文化センター青山教室に遅刻。席に着いたとたん、「今日の事件についてどう思うか？」福島泰樹センセから聽かれる。思わず、「自業自得です。次は麻生かって感じ」。女性陣受講生6、7人中1人を除いてドン引き!?

**7月15日(金)** 「わいがや2」有志4人で飲み会、3、4年ぶりか。「どうして杉山が来るんだ？」とK氏。「バランス上、極右のKさんには極左の杉山さんってことで」幹事のKさん。思わず苦笑の紅一点Nさん。

**7月16日(土)** 国賠ネット通信196号発送作業と懇親会。

**7月17日(日)** 「権力犯罪を監視する実行委員会」鎌倉会議。安倍「国葬」閣議決定差止の仮処分申請や違憲確認等国賠訴訟の提訴を決定。

**7月21日(木)** 「安倍『国葬』」の閣議決定差止の仮処分申請」を東京地裁に行つ。記者会見。登壇せず。「自業自得」論を展開せずに済む。

**7月28日(木)** 守大助さんに面会@千葉刑。「嫌朝鮮」安倍元首相と「反日」統一教会との関係に盛り上がる。

**7月29日(金)** 差止め裁判の報告集会@参議院議員会館。「権力犯罪を監視する実行委員会」が呼びかけて「安倍『国葬』やめろ！実行委員会」が新たに結成。ボクは会計の作業でてんてこ舞い。

**8月5日(金)** 29日院内集会の反省会を兼ね暑気払い。池袋の小糸な路地裏のお店。

**8月10日(水)** 7月21日の仮処分申請が8月2日に却下さ

れていた。東京高裁に即時抗告。東京地裁司法記者クラブで会見。「安倍元首相の銃撃事件の責任、元凶は、東京地検特別ソンタク部および林真琴元検事総長にある。というのは、弊会の告発に従い安倍元首相を逮捕、身柄確保していれば7月8日の銃撃事件はなかったという条件関係があるからだ」と独自説を開陳。パソコンを叩き続ける若手記者くんたちはムスッとしたまま(涙)。

**8月12日(金)** 「安倍『国葬』差止の仮処分申請」「国葬閣議決定の違憲確認」等国賠訴訟をさいたま地裁へ提訴。埼玉県庁県政記者クラブで会見。会場整理係に徹す。

**8月16日(火)** 「安倍『国葬』やめろ！市民集会&デモ」@新宿駅西口広場。鎌田慧・落合恵子各氏ら登壇。ボクは、「新右翼一水会」木村三浩代表のメッセージを代読。

**8月22(月)・23(火)** 国賠ネット夏季合宿@甲州市。

**8月27日(土)** 第2弾「安倍『国葬』やめろ！市民集会」@新宿駅西口広場、炎天下14時頃から場所取り。

**9月8日(木)** 第3弾「安倍『国葬』やめろ！院内集会&官邸前デモ」。松元ヒロさん絶品の話芸に爆笑♪

**9月17日(土)** 国賠ネット通信197号発送作業。その後、第4弾「安倍『国葬』やめろ！銀座デモ」

**9月23日(金)** 第5弾「安倍『国葬』やめろ！集会」@新宿アルタ前。急遽変更になった予定を知らせるため、体に横断幕を巻き付け渋谷ハチ公前をウロウロ1時間。テレビ朝日をはじめ20名ほどからお声掛けされ平身低頭！

**9月27日(火)** 「国葬」当日。第6弾・最終章「安倍『国葬』やめろ！銀座デモ」。丸の内署交通課員と出発直前に打ち合わせ。国賠ネット先輩井上さん現る。「産経損賠」判決が迫った忙しい時間に激励に来てくれた。記念撮影。「国賊 反日 売国奴」「統一教会 ズブズブ」「安倍国葬やめろ！」大書した「日の丸」をかついで銀座デモ。日比谷公園から有楽町・銀座を経て東京駅北の常盤橋公園までおよそ1時間超。

**9月30日(金)** 守大助さんに面会@千葉刑。激励する。

**10月24日(月)** 「安倍『国葬』を検証する」集会@参議院議員会館。今や引っ越しだこの鈴木エイト氏の講演。同氏を仲介・招聘してくれた浅野健一さん(元共同通信記者・元同志社大学教授)のスピーチ。町村会館で2次会。



[撮影：井上 清志]

【 杉山 寅次郎 】